

岐阜県ネーミングライツ導入に関する基本方針

1 趣 旨

ネーミングライツとは、一般に、公共施設やイベントの愛称として企業の社名や商品ブランド名を付けるもので、施設運営等の経費を捻出する方法の一つとされているものです。

岐阜県（以下「県」という。）では、県有施設の愛称を命名する権利を売却し、民間資金を活用して、持続可能な施設の運営と施設サービスの維持・向上を図り、施設の魅力を高めることとします。

この基本方針は、制度の導入にあたり県の基本的な考え方をまとめたものです。県は、本基本方針及び別に定める募集要項で明示するルールに則り、適正に手続を進めます。

2 導入のメリット

（１）パートナー企業等（施設命名権者）にとって

①PR効果が期待できます

命名した愛称が、県の広報活動やイベントの開催等を通じてメディアへ露出することにより、企業名や商品名の宣伝効果が期待できます。

②地域活性化に貢献できます

愛称を付けた施設を利用した魅力あるイベント等の実施により、地域の経済、観光、産業の活性化に貢献できます。

③イメージアップにつながります

施設の愛称や地域活性化策を通じて、企業や商品のイメージアップにつながります。

（２）県民・県にとって

①施設の維持管理等のための安定的な財源確保につながります

②その財源の活用により、施設利用者・県民サービスの向上が期待できます

3 対象施設

多くの県民が利用し、イベントの開催などにより広告効果が見込まれる施設等を対象とします。

ただし、施設名称の設定に経緯があるものや施設の性格上、企業名や商品ブランド名などの愛称を付するのが適当でないと判断するものは対象外とします。

4 募集条件

県は、原則として次の条件で施設命名権者を公募するものとします。

（１）契約期間

原則、３年から５年までとします。（更新については、優先交渉権があります。）

（２）命名権料

命名権料は、他の自治体における類似施設の事例をもとに、利用者数、イベント内容やメディアへの露出状況等を比較検討して施設ごとに目安となる金額を決定します。

(3) 命名条件

公共施設にふさわしい愛称とし、施設の設置目的がイメージでき、親しみやすさや呼びやすさなど、県民の理解が得られるものとします。

なお、愛称の使用にあたっては、愛称の周知に努めるほか当分の間は条例上の名称を併記するなど利用者が混乱しないように配慮することとします。

また、公共の施設の愛称として不適切なものは使用を認めないこととします。例示すると、次のとおりです。

- ① 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反しているもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- ④ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ⑤ 政治性又は宗教性のあるもの
- ⑥ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- ⑦ 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- ⑧ 個人の氏名

(4) 費用負担

名称の変更に伴う広告物等の表示変更については、次のとおりとします。

なお、契約終了後の原状回復についても同様とし、施設命名権者の費用負担については、命名権料とは別に負担していただくものとします。

区 分	費用負担	備 考
看板の表示変更	施設命名権者	
印刷物、ホームページの表示変更	岐阜県	新規作成分を対象とします

(5) 応募資格

法人を対象としますが、公共の施設としてのイメージが損なわれるおそれがあるなど命名権を取得させることが適当でないと認められる者は対象外とします。

例示すると、次のとおりです。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- ② 岐阜県から入札参加資格停止措置を受けている者、または岐阜県から不利益処分を受けている者
- ③ 行政機関等からの指導による改善がなされていない者
- ④ 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税を滞納している者
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）または会社更生法（平成14年法律第1

- 5 4 号) による再生手続または更生手続開始の決定を受けた者
- ⑥岐阜県が定める暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第 3 条各号に掲げる暴力団関係者である者
- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）に規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
- ⑧貸金業法（昭和 5 8 年法律第 3 2 号）に規定する貸金業を営む者

また、施設の管理運営に支障をきたす可能性があるものとして、指定管理者の事業目的と競合すると県が判断する企業等（ただし、指定管理者及びその関連企業を除く。）は対象外とします。

5 募集方法等

（1）募集方法

施設命名権者の募集は、施設ごとに施設所管課が行い、原則公募します。ただし、施設内の建物等、施設の一部ごとに募集する場合があります。

（2）募集要項

施設概要、施設利用人数等を明示するとともに、募集に際し必要な事項について、施設ごとに施設所管課が募集要項等を作成します。

（3）周知方法

県ホームページへの掲載や報道機関への情報提供などにより県民や企業等に幅広く周知します。

6 選定の方法

（1）応募資格等審査

施設所管課において、募集要項に定める応募資格や募集条件（命名権料・愛称使用期間）、命名条件を満たしているか等形式的要件の充足状況について、事前審査を行います。事前審査で応募資格等を満たさないと判断された応募者は失格となり、内容評価等を実施しません。

（2）内容評価

施設所管課は、評価会議を設置し、募集要項において定める評価基準及び採点方法に従い、応募内容等の評価を行います。

なお、応募が 1 者のみの場合も、評価会議において評価を行います。

[評価基準（例）]

- ・ 応募金額、応募期間
- ・ 応募企業等の経営の安定性
- ・ ネーミングライツ・パートナーとしての妥当性
- ・ 愛称の親しみやすさ、呼びやすさ

（3）候補者の選定

（2）の結果を踏まえ、県において候補者を選定します。
選定結果については、すべての応募者に文書で通知します。

7 契約

施設所管課は、選定された候補者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合、契約を締結します。

なお、協議は、先順位候補者から順次行いますが、合意の可能性がないと県が判断した場合は、当該候補者との協議を打ち切り、次順位の候補者と契約内容について協議を行うものとします。

8 施設命名権者の契約の解除

施設命名権者と契約を締結した後において、応募資格要件を欠くこととなったとき、または社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがあるなど施設命名権者とするのが適当でないと認められるとき、県は契約の解除をできることとします。

9 リスク負担

- (1) 県は、天災その他やむを得ない理由により募集の継続及び命名権者の選定等を行うことができないと判断したときには、これを延期又は中止します。この場合、その理由を公表するものとします。延期又は中止の場合においても、申請にかかった費用は、応募者及び優先交渉権者の負担とします。
- (2) 新規に設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、施設命名権者が負うこととします。
- (3) その他、定めのないリスクが生じた場合は、県と施設命名権者が協議し、リスク負担を決定するものとします。

10 適用時期

この基本方針は、平成22年11月1日から施行します。

改正附則

改正後の基本方針は、令和8年7月3日から施行します。